

大和市告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、通所型介護予防事業・運動機能向上講習（横浜YMCA福祉会）の手数料の徴収事務を委託した件（平成27年大和市告示第107号）の一部を次のように変更する。

平成27年9月4日

大和市長 大 木 哲

講習の会場

大和YMCAライフサポートセンター